

医政発 0314 第 15 号  
平成 30 年 3 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医療機能情報提供制度については、今般、制度開始から 10 年以上が経過しているところ、医療をとりまく環境の変化や平成 30 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、本日付けで、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 23 号）及び平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 65 号）が公布及び告示され、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これを受けて、医療機能情報提供制度実施要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）の別添「医療機能情報提供制度実施要領」を別添のとおり改正しましたので御了知いただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 山内、濱崎

TEL:03-5253-1111 (4098、2518)

FAX:03-3501-2048